

若者への消費者教育～「18歳成人」から4年～

～相談員と弁護士ペアで トラブル防止講座展開～

成年年齢は、民法改正により「2022年4月から18歳」になりました。法律改正前の20歳成年の時から、成人直後に悪質商法の被害にあう若者が多かったため、18歳から被害が増えるのではないかと危惧されていました。

18歳成人から約4年が経過しましたが、今のところ18～19歳の消費生活相談には、大きな変化はありません。ただ、20歳代の相談件数は約7万8000件で、20歳未満の約1万9000件の3倍も多いという実態（2025年版「消費者白書」から）があります。

そして20歳代の消費生活相談では、インターネット、特にSNSがきっかけになることが多く、もうけ話や副業、暗号資産投資など、お金もうけに関するトラブルが増えています。

全国の消費生活センターでは、若者の消費者トラブルを防止するために、消費者教育・啓発活動に取り組んでいます。

奈良県消費生活センターが特に力を入れているのは、教育機関と連携して行っている消費者教育講座で、毎年多くの学校から申し込みがあります。2024年度には、県内の中学校、高校、特別支援学校、大学等で46回実施し、2563人が受講しました。

講座では、消費生活センターの相談事例から、注意したいトラブル実例を具体的に挙げて紹介し、未然防止に必要な知識として、契約の基礎知識、消費生活センターへの相談方法、成人の権利と責任などについて具体的に学んでもらいいます。

相談現場から得られる最新の状況をリアルに伝え、生徒が消費者トラブルを自分事としてとらえ、行動できることを目指しています。

講座のテーマには、「18歳成人の権利と責任」に特化したものもあります。2022年度から、奈良県消費生活センターと奈良弁護士会消費者保護委員会、奈良県教育委員会の三者が連携して始めたものです。相談員と弁護士がペアになって、高校に出向いて授業を行っています。

弁護士からは、成人することで発生する権利と責任に関する法的な説明を行い、相談員からは、成人後になると増える消費者トラブルの実例を紹介して、未然防止や解決方法について考えます。クイズや映像も入れ、挙手や発言の時間を設けるなど、参加型にしています。

授業を受けた生徒からは、「18歳で成人になることは知っていたが、責任について詳しく分かった」「知識のない状態で成人するのは危険だと気づいた」など、成人することの気づきや責任意識が高まっていることがうかがわれます。

また、学校からは「教員では教えられない、専門的な立場からの話をしてもらえる」という評価をいたしています。

このような講座の実施、講師派遣は無料ですので、希望される方は県消費生活センターへお問い合わせください。

また、県消費生活センターのホームページにも、講師派遣の申し込みについて掲載しています。

相談内容は、日々変化していきますので、消費生活センターでは、社会の変化に応じた内容と方法で消費者教育・啓発を行い、引き続き被害の未然防止及び救済に取り組んでいきます。

消費者トラブル防止には、消費者自身も情報を集め、学び続けることや、身近な人の見守りや気づき、アドバイスも重要です。社会全体で消費者被害を防止し、安全安心な消費生活を実現していきましょう。

筆者ひとこと

消費者トラブルの最新情報は、消費生活センターのホームページに掲載しています。国民生活センターは、公式LINE（ライン）による発信もあります。ぜひ、ご活用ください。 （県消費生活センター）